

厚生労働大臣の定める掲示事項

●入院基本料について

当院は3階病棟では急性期一般入院基本料4、2階病棟では療養病棟入院基本料1を算定しています。

3階病棟

1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち数
朝8：30～夕方16：30	4人以内
夕方16：30～朝8：30	16人以内

2階病棟

1日に12人以上の看護職員と1日に11人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち数	看護補助者1人当たりの受け持ち数
朝8：30～夕方16：30	4人以内	17人以内
夕方16：30～朝8：30	24人以内	47人以内

※患者の費用負担による付き添いは認められていません。

患者の病状等により家族の付き添いが必要な場合、当院所定の許可証を得る事となっています。

●入院時食事療養について

当院は入院患者に対し急性期一般病棟では入院時食事療養（Ⅰ）、療養病棟では入院時食事療養（Ⅰ）及び入院生活療養（Ⅰ）の届出を行っており管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

* 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

70歳未満の方

所得区分		標準負担額（1食あたり）
上位所得者	適用区分ア	510円
	適用区分イ	
一般	適用区分ウ	
	適用区分エ	
低所得者	適用区分オ	90日まで 240円
		91日まで 190円

70歳以上の方

所得区分		標準負担額（１食あたり）	
現役並み所得Ⅲ	３割	５１０円	
現役並み所得Ⅱ			
現役並み所得Ⅰ			
一般 （７５歳未満）	２割		
一般Ⅱ （７５歳以上）			
一般Ⅰ （７５歳以上）	１割		
低所得Ⅱ			９０日目までの入院　２４０円
			９１日目以降の入院　１９０円
低所得Ⅰ			１１０円

* 居住費負担額（1日につき）

療養病棟に入院する65歳以上の方は、食事及び居住費として生活療養標準負担額の負担が必要です。

医療区分	居住費負担額（1日につき）	
医療区分（Ⅰ）	370円	
医療区分（Ⅱ）（Ⅲ）	難病患者以外	370円
	難病患者	0円

※低所得Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって低所得者Ⅰ以外の者

※低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって世帯の各所得が必要

経費・控除を差し引いたときに0円となる者

あるいは老齢福祉年金受給権者

●明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

●保険外併用療養費について

* 180日を超える入院に関する事項

3階病棟では入院期間が180日を超える場合（厚生労働大臣が定める状態にある

患者を除く）は別途料金が必要となります。

1日につき 2412円

●保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、おむつ代、証明書・診断書料、予防接種などにつきまして利用日数、使用量、利用回数に応じた自費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

●長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

*一般名処方について

当院では一般名（成分名）により処方しております。このため保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応をすることができます。

なお令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

*後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、医療上の必要がある場合等を除き、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払い頂きます。

特別の料金とは**先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のこと**を言います。例えば先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を通常の1～3倍の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため消費税分を加えてお支払いいただきます。端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。後発医薬品がいくつか存在する場合は薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。